

令和 7 年 8 月 22 日開会

ごみ処理施設等調査
特別委員会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和7年8月22日（金）  
組合議会臨時会閉会後  
場 所 米子市淀江支所 議場

1 開 会

2 報告案件

- (1) 新しい一般廃棄物処理施設の処理対象物、受入対象物等について
- (2) 新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応の状況について

3 閉 会

~~~~~

出 席 者（7名）

委 員 長	中 田 利 幸	副 委 員 長	山 本 芳 昭
委 員	奥 岩 浩 基	委 員	森 岡 俊 夫
委 員	景 山 浩	委 員	勝 部 俊 徳
委 員	阿 部 朝 親		

~~~~~

## 欠 席 者（1名）

|     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 渡 辺 穂 爾 |
|-----|---------|

~~~~~

説明のため出席した者

副管理者	米子市副市長	伊 澤 勇 人	事 務 局 長	深 田 龍
事務局次長兼ごみ処理施設整備課長		相 野 秀 樹	事 務 局 施 設 管 理 課 長	本 池 将
事務局ごみ処理施設整備課長補佐		遠 藤 史 章	事 務 局 ごみ 処 理 施 設 整 備 課 長 補 佐	大 峯 正 人
事務局ごみ処理施設整備課長補佐		加 藤 公 教	事 務 局 施 設 管 理 課 ごみ 処 理 施 設 維 持 担 当 課 長 補 佐	安 田 憲

~~~~~

## 議会担当職員

書記長

瀬尻かおり

書記

伏野 哲彦

### 1 開会 (午後3時01分)

○中田委員長 ただいまより、ごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、渡辺委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、報告案件が2件ございます。これらにつきまして、当局から説明を受けたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 2 報告案件

○中田委員長 それでは、日程2の報告案件に入ります。まず、当局から説明を受け、その後、質問を受けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、(1)新しい一般廃棄物処理施設の処理対象物、受入対象物等についてを議題といたします。

当局から御説明をお願いいたします。相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

○相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 そうしますと、新しい一般廃棄物処理施設の処理対象物、受入対象物等について説明させていただきます。

資料1を御確認ください。資料の表紙めくっていただきまして、まず1ページ目からになります。今後予定しております新しい一般廃棄物処理施設の整備に係ります基本計画ですとか、基本設計、この策定におきまして、ごみ排出量の予測ですとか、施設規模、処理施設の検討を行う。このことから、その基礎となります処理対象物や受入対象物等の内容を構成市町村と整理をいたしましたので、説明させていただきます。

まず、大きい項目1番目です。市町村の分別区分モデルについてですが、新しい一般廃棄物処理施設に搬入されます処理対象物や受入対象物の検討に当たりまして、構成市町村の分別区分を統一するというために作成をいたしました。モデルにつきましては、1ページ目の下のほうに表で示させていただいております。

まず、処理対象物につきましては、①の可燃ごみから⑥のプラスチック類、受入対象物につきましては、⑦の小型家電から⑧の有害ごみとしております。これにつきましては、適正処理ですとか、住民さん、あるいは市町村の財政の負担軽減、これを念頭に、またこれまでの取組などを尊重した上で、国の定めておりま

す標準的な分別収集区分、これらを踏まえまして作成をいたしました。

なお、国の定めております標準的な分別収集区分につきましては、資料の最後のページ、9ページになりますけれども、そちらのほうに参考で掲載しておりますので御確認ください。

続きまして、大きい項目2番です。2ページ目になります。処理対象物についてです。モデルに基づきまして現在の取組ですかコスト面・環境面、再生品の経済的な価値、そういったものを踏まえまして、下の表のとおり決定をいたしております。不燃ごみ処理施設につきましては、不燃ごみ、粗大ごみ、缶・瓶、ペットボトル、プラスチック類というふうに定めさせていただいております。

補足としまして、可燃ごみ処理施設のほうでは上記のほかですね、可燃物、プラスチックなどの残渣ですか、下水道施設等から出ますし渣、これらの処理を行う予定としております。

また、処理が困難ということで、動物の死体等につきましても、新しい施設のほうで冷凍保管ですかをした後に、焼却処理を行うようなことを今後の基本計画・設計において調整するものとしております。

続きまして、資料3ページ目お願いいたします。大きい項目3番です。受入対象物についてですが、これにつきましては、まず、(1) ということで受入対象物の取扱いを決定させていただいております。モデルの⑦の小型家電及びモデル⑧の有害ごみにつきましては、広域化ですか集約化に伴いまして既存ですね、施設の廃止ですか撤去などが想定され、保管場所の確保が困難になるのではないかということが想定されております。

また、新しい施設で受け入れることによりましてスケールメリット等を期待できることから、新しい施設において受け入れる体制を整備する方向で事務を進めるということにしております。

ただ、課題がございまして、下のほうに記載しておりますが、まず課題1つ目ですけれども、受入対象物を新しい施設で受け入れる場合には、新しい施設までの運搬というのが課題となるかというふうに考えております。これにつきましては、今後も継続して効率的で効果的な運搬方法、こういったものについても検討が必要だというふうに考えております。

また、もう1つ課題としまして、こちら小型家電についてですけれども、これについては、運搬業者さんが各市町村を巡回して回収して、新しい施設へ運搬するというようなことができないかというような御意見を市町村の担当の方から伺っておりました。これにつきましては、組合のほうでは回収運搬の事務というのができないというふうに考えておりますので、各市町村におきまして個別に、または共同で新しい施設へ運搬するということを基本として事務を進めるように考えております。

続きまして、4ページ目お願いいたします。もう1つですが、処理困難物の取

扱いについてです。処理困難物につきましては、下に表で例を示しております。施設で処理できないものとして、例えば自動車やバイクのタイヤですとかバッテリー、レンガや瓦、また大型の廃棄物などがございます。これらの処理困難物につきましては、燃えないですか、破碎できない、また有害物質が発生するとか、取扱いに危険が伴うなどの特性を持ちます。通常は一般廃棄物処理施設では処理ができないことから、専門業者さんで処理する必要があります。これまで各市町村では、購入店での引取りですか、処理業者を紹介されて、排出者個人、住民さんによる個人の対応というものが行われてまいりましたが、各市町村さんのほうでその対応に苦慮しているというふうな御意見が多かったことから、新しい施設での受入れの可否について検討を行ってまいりました。しかし検討の結果、困難であるというふうな結論に至っております。なお、この対策につきましては、これまでの住民さん個人によります対応に加えまして、新たな取組として市町村による委託処理の方法について検討が必要であるというふうに考えているところです。

なお、先ほど申しました受入困難な理由、こちらの詳細につきましては、次の5ページ目に記載しておりますので、また御確認ください。

そうしますと、続いて6ページ目お願ひいたします。では、市町村による委託処理の検討、こちらについてはどのような支障が考えられるかということです。

まず、処理困難物の処理に関するポイントとしましては、処理困難物は家庭ごみでありますので一般廃棄物となりまして、市町村に処理責任があるということ、また、処理体制が整備されていない場合、不法投棄などが懸念されます。加えて処理業者さんが遠方になる場合ですね、運搬等の負担、これが住民さんの負担がかなり大きくなるのではないかというふうに考えられております。

これらを踏まえまして、下のほうにスキームを示しておりますが、次のような処理が考えられるのではないかというふうに指摘しております。

まず、市町村と処理業者の間で委託契約を締結します。そして、回収日、回収場所を設定しまして住民さんから受入れ、そして処理料金を徴収させていただく。処理業者のほうが即日、その当日もしくは一時保管をして、後日回収する。最終的には、処理した処理業者のほうからの請求に基づきまして、処理費用を支払うというようなスキームが考えられるのではないかと思っております。

次に、資料7ページ目お願ひいたします。これにつきましては、先ほどのスキームの参考になるのではないかということで、伯耆町さんのほうで可燃物、不燃混合粗大ごみの回収の事例というのが応用できるのではないかと考えております。また同様に、大山町さんの方にもそういう事例があるというふうに伺っております。伯耆町さんの実施方法につきましては、7ページ目のほうに表のほうで記載しておりますので、また御確認ください。

最後に、資料8ページお願ひいたします。大きい項目4番として、その他、基

本計画・設計に当たり想定しておくこととして整理しております。

まず、構成市町村で回収しました海岸漂着ごみですとか、一斉清掃のごみ、こういったものへの対応についてです。これらにつきましては、現在も施設で処理を行っているものにつきましては、新しい施設におきましても処理を行うものと想定をしております。ただし、これにつきましても新しい施設のストックヤードは整備しないものと今想定しておりますので、各市町村で一時的な保管場所、そういうものを確保する必要があるかと考えております。

そして最後に、災害廃棄物への対応ということで整理しております。災害廃棄物につきましても、一般廃棄物であるため、西部圏域で発生した場合のですね、災害廃棄物の処理、こういったものを想定した施設の規模を確保する必要があるのではないかと考えているところです。

災害廃棄物処理に係ります施設の整備につきましては、一部、循環交付金の対象とはなっているのですけれども、その交付金を受けるための条件としましては、構成市町村が策定します災害廃棄物処理計画におきまして、処理区域、つまり西部圏域外で発生しました災害廃棄物を受入れる旨が記載されていることが条件となっています。これにつきましては、構成市町村のほうでそれぞれ対応していくだけるように調整を進めているところです。

また、今後、処理区域外の廃棄物の受入につきましては、建設候補地、予定地、そういう地元の協議を進めていく中で整理する必要があるかと考えております。

ただし、これにつきましても、災害廃棄物の仮置場の設置、こういったものは新しい施設が想定してございませんので、各市町村におきまして必要な分別とか、施設へ搬入する必要があるというふうに考えているところです。

説明は以上でございます。

**○中田委員長** 当局の説明がありましたが、委員の皆様から質問等がありましたらお願ひいたします。

ありませんか。特にないようですので、それではこの件につきましては終了いたします。

次に、(2) 新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応の状況について議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

**○相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長** では次に、新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応の状況について説明をさせていただきます。資料2を御用意ください。

まず、1番目ですが、中間処理施設の地元の対応の状況でございます。(1)としまして、質疑応答集に関する説明会を開催いたしまして、その結果について御報告させていただきます。

対象校区の全自治会を対象としまして、建設候補地選定検証委員会の検証結果

に関する地元説明会を開催しまして、その結果に加えまして、これまでに開催しました説明会における意見、回答、そういったものを取りまとめました質疑応答集を作成しました。それに質疑応答集に関する説明会というのを、下の表にあります令和7年の2月に開催させていただきました。

その説明会におきます意見、そしてその対応についてでございますが、まず意見についてですが、建設候補地選定のプロセスですとか、土地の利用を含めた地区のまちづくりに関すること、また、新しい施設建設地の近隣の住宅への影響に関することなどの御意見をいただいたところです。これに対しまして、対応としましては改めて質疑応答集というものをとりまとめまして、令和7年5月の上旬に、自治会さんを通じまして全戸への配布をさせていただきました。

(3) として、地元同意に向けた合意形成についてですが、今後、地区の自治連合会のほうで合意形成に向けての動きをされるんですが、その意向については次のとおり整理しております。自治連合会さんとしましては、関係する4つの自治会、この合意形成の結果を重視して同意の可否を決定するということを想定されております。

合意形成を図るための要件としては2点挙げておられます。まず1点目ですが、先ほど説明いたしました質疑応答集、これに対して特段の意見がないこということが挙がりました。これにつきましては、配布後ですね、特に意見等はないという状況になっております。そしてもう1つですが、米子市が、建設候補地周辺の土地利用などのビジョンを示して、住民の意見を聞くことというふうに伺っております。

(4) 番としまして、地元対応の現状と今後の予定についてということですが、先ほどのビジョンを示して住民の意見を聞くことについて、米子市の彦名地区まちづくり構想の策定、こういった案につきまして、西部広域と米子市の関係部署で各校区のですね、全自治会の役員さんを対象にしました意見交換会を開催しました。また、同区域、同地区の住民さんを対象としました意見交換会のほうも開催をさせていただいております。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。意見交換会の開催結果につきましては、その概要をまとめまして、こちらも自治会さんを通じまして全戸に配布をしたりしております。そしてその後ですが、候補の自治連合会におきまして、中間処理施設の整備の事務を進めることに関する同意の可否につきまして、関係4自治会の合意形成の結果を踏まえて判断をされるというふうに伺っているところです。

続きまして、最終処分場の地元対応の状況です。まず、(1)としまして先進地視察についてです。こちらにつきましては、安来市の吉佐町自治会、この後で説明させていただきますが、この時点ではまだ未同意という状態でございましたが、本年の4月に広島県呉市の一般廃棄物最終処分場のほうへ先進地視察を実施させ

ていただきました。

(2) 番としまして、地元同意等の状況について説明させていただきます。表でまとめておりますけれども、まず、関係自治会の状況として、これまでの米子市内の3つの自治会に加えまして、お隣の安来市の吉佐町自治会さんのはうから、このたび7月18日付で同意書のはうを頂いたところです。また、既に同意済みの米子市の自治会のうち、口陰田自治会につきましては7月28日付で地域振興策に対する要望書というのを提出いただきました。その他の地区につきましては、各自治会内でまだ地域振興策については協議をしていただいているところです。そのほか関係住民等ということで、施設敷地の境界から周辺のですね、区域の居住者ですか、事業者、営農者さんに向けての説明の状況ですが、米子市内の3つの自治会の関係住民さん、営農者さん等への説明のはうは一通り終了しまして、了承をいただいているところです。

最後に(3)番ですが、今後の予定についてです。安来市の吉佐町自治会さんから同意をいただきましたので、今後同様に、関係住民さんのうち、営農者さんですか居住者さんを対象にした説明会を実施していく、事業のはうも進捗を図っていきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

**○中田委員長** 当局からの説明が終わりました。委員の皆様から質問等がありましたらお願ひいたします。奥岩委員。

**○奥岩委員** そういたしますと、まず中間処理施設のはうで伺ってみたいんですけど、表面1ページのところで御説明いただきました1の(2)のところで、意見等ということで大きく4つ、生活環境への影響、農業振興、土地の有効利用、まちづくりに関することっていうことがございまして、合意形成の(3)のところでは、今後米子市がビジョンを示し、住民さんの意見を聞かれるということでした。

で、これが、まあ今後、(4)ではまちづくり構想、これを基に策定されていくということだったんですけど、この意見で出てきた生活環境の影響、農業振興は何となく分かるんですけど、土地の有効利用ですか、まちづくりに関しましては、具体的な御意見とかはこの段階では出てきたんでしょうか。それとも、先ほど最終処分場のところで御説明ありました、こちらの関係自治会4自治会さんのはうは、3自治会さんがまだ協議中だったんですけど、まだ決まってないのか。もしこのとき何か御意見あつたら、伺ってよろしいでしょうか。

**○中田委員長** 相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

**○相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長** まず、中間処理施設のはうの当初の(2)の意見等をいただいたときの詳しい中身といいますか、まあ例えば農業振興地域における土地の有効利用とかということですけれども、例えばこれにつきましては、当該地区がいわゆる都市計画上、市街化調整区域ということになって

おりまして、意見としては、店舗ですね、スーパーマーケットとかが地区にないということで、そういうものができるような規制緩和ですとか、そういうものができないかというようなお話をいただいております。その中で、地区のまちづくり全体を考えたときに、ただ農業振興地域になっているんですけども、耕作放棄地と多々あるということで非常に困っておられるということで、そういうことも含めてまちづくりを考える中で、土地利用を改めて整理してもらえないかというようなことで御意見をいただいているところです。

○中田委員長 まだ答弁は続きますか。はい、どうぞ。

○相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 最終処分場のほうのことについてですけれども、こちらについて、今、具体的な地域振興策の要望としては口陰田自治会さんからしかまだ出てきてないので、詳しい状況はまだ分かりませんけれども、こちらにつきましても同様にですね、一部調整区域とかがありまして、土地利用の面とか、あとは周辺の道路ですか水路、そういうものの改修、こういったものができないかというような御相談というか、御要望を確認しているところです。

以上です。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 最終処分場のほうもお答えいただきまして、ありがとうございました。中間処理施設、最終処分場のほう、併せてどちらも御同意いただいているということで協議も今、お話を伺いますと、どちらかというとまあ御説明もあったんですけど、まちづくりをどうしていくかというような御意見が今のところ多いような印象を受けました。

となるとですね、自治会さんのほうはこの施設ができるのを機にまちづくりの新たな可能性といいますか、自分たちの地域をどういうふうにさらに活性化していこうかっていうようなのを考えているような気が何となくしますので、そういう受け止め方で御同意されたっていうように理解してもよろしいでしょうか。

○中田委員長 相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

○相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 先ほど、奥岩委員さんから同意の話があったのですけれども、中間処理施設につきましては、まだ正式にというか、まだ同意にするかどうか、今、まちづくりに関する説明会を終えた段階で今、地元のほうで協議、整理をされておられる段階です。ただ、説明会をした中で、御意見として、あくまで米子市がこういったことができるのではないかということで案を示されて、今後それらについて皆さんからの御意見を伺った上で、構想というものを練っていきたいというような御提案をさせていただいております。その中で、様々な新しい施設の利活用に関することですか、周辺の土地利用、そういうことで御意見をいただいておりますので、このことをきっかけに、施設周辺を含めた地区のまちづくりについて皆さんと考えていけるようなきっかけ、

こういったものになったのではないかなというふうには受け止めておるところです。

以上です。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 失礼しました。彦名地区はそういうことです。理解いたしました。

そういたしますと、1ページ目の（3）の四角で囲ってあるところの一番下のところで、冒頭、御説明ありましたが、先進地視察については希望者が少ないとのことでしたが、今後のことを考えますと、ただ、私もいろいろ視察に行かせていただいて勉強させていただいたのでよく分かりますが、何となく昔のイメージで中間処理施設ができるっていうと、少しネガティブなイメージがあるとは思うんですけど、最近の新しいいろいろな施設を実際に見させていただきますと、本当に地域のところといろいろ連携されてたり、施設の有効活用ができたりですか、その地域の新しいまちづくりの可能性が広がっていたりですとか、そういうところがよく分かるかなと思うので、もともと説明会の際ですか意見交換会の際にも、いろいろな全国の事例のお話はされているとは思うんですけど、そういうことを踏まえますと、この先進地視察っていうのは、ぜひ何人かの方に行つていただけたらなと思うので、少ないから現段階では実施しないということではなくて、ぜひ少なくとも行っていただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○中田委員長 相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

○相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 先進地視察についてですけれども、この希望者が少ないっていうのを確認したのが、こういった説明会をする前の段階でございました。当組合としましては、先ほど奥岩委員さんが言われましたように、新しい施設、そういうのを見ていただいて、新しい施設ができたらどういうことになるだろうかというイメージを膨らます意味でも、ぜひ事前に行っていただきたいなとは思っていたのですけれども、手続きの順番的に、説明会が先になって、今現在、先進地視察については、住民さんの一部ではあるんですけども、農業関係の農事実行組合さんほうから先進地視察に行きたいということで御要望をいただいておりますので、来月、愛媛県今治市の施設のほうに、その施設が農地の中に施設があるようなところだということですので、一緒にその先進地施設行くような段取りを今用意しているところです。

以上です。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 完全にないというわけではなくて、段取りしていただいているということで、ありがとうございました。

ちなみに少し情報共有させていただきますと、せんだって、米子市議会の会派の視察で群馬県高崎市の新しくできた中間処理施設、こちらが当組合のほうでも

予定しております可燃と不燃と両方される施設でしたので、そちらのほうに伺つてまいりました。同じように、地元の方からはネガティブな意見とポジティブな意見と両方あったということで。ただ、まちづくりをどうするんだというような意見もあったということで、こういった施設にしてほしいとか、付帯施設でこういったものをつけてほしいというようなお話があつて、処理施設自体はもうできて稼動はしているのですが、その新しい、住民要望で挙がつてきた施設については、今後またつくっていきますよってということで御準備をされておりましたので、ぜひ、せっかく今、御答弁いただきましたとおり、これを機に新たなまちづくりについて地元の方が考えておられる時期でありますので、いろいろ意見交換していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○中田委員長 要望でいいですか。

○奥岩委員 要望です、はい。

○中田委員長 ほかにございませんか。

~~~~~

3 閉 会

○中田委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、ごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

(午後3時31分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長 中田 利幸